

議案第75号 説明資料

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約												
<p>○十勝圏複合事務組合規約 (平成29年9月6日 十地政第2183号指令)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1" data-bbox="116 751 1072 975"> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td>帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td>(7) 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>第4条～第17条 略</p>	(1)～(5) 略		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、浦幌町	(7) 略		<p>○十勝圏複合事務組合規約 (平成29年9月6日 十地政第2183号指令)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 788 2123 1011"> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td>帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td>(7) 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>第4条～第17条 略</p>	(1)～(5) 略		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	(7) 略	
(1)～(5) 略													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、浦幌町												
(7) 略													
(1)～(5) 略													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町												
(7) 略													